

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- a. IT 実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

当社は、療育・教育・福祉分野におけるデジタル化を推進し、AIを活用した支援計画作成ツール「cocoナビ」や、支援実績の可視化・共有を行うクラウドシステムの開発を進めています。これにより、教育現場・家庭・行政間の情報共有を円滑化し、支援の質と効率の両立を実現します。また、IT人材の育成にも力を入れ、職員研修や外部専門家との連携を通じて、DX推進を継続的に行っていきます。

- b. 専門人材マッチング

当社は、教育・福祉・医療・ITなどの多様な分野の専門家と連携し、子どもの発達支援・キャリア教育・地域連携プロジェクトなどにおける専門人材のマッチングを推進しています。また、地域企業や専門家が子どもたちの学び・体験・就労支援に関わる仕組みを構築し、「人が育ち、人がつながる地域エコシステム」の形成に取り組んでいます。

- c. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

当社は、職員および利用者的心身の健康を第一に考え、メンタルケア・働きやすい環境整備・柔軟な勤務体制を整備しています。また、子どもたち・保護者・職員が共に健康的に過ごせるよう、アートや食育・運動プログラムを通じた「心と体の健康づくり」に取り組み、健康経営の実践とそのノウハウの共有を行っています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のため

の価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社は、教育・福祉・地域・企業をつなぐハブとして、事業を通じて多様な連携を推進しています。特に、地域資源を活かしたキャリア教育事業「joypoi」や、発達支援分野の DX 推進事業「coco ナビ」等を通じ、地域経済と未来世代の共創を目指しています。また、当社が関わるすべての取引先・協働先との信頼関係を大切にし、価格や契約条件の適正化に努めるとともに、協働によって得られた成果や知見を公正に共有します。これにより、直接の取引先のみならず、地域全体の持続的な価値創造と共存共栄の促進を図ります。

令和 7 年 10 月 8 日

株式会社 sf.

企 業 名

代表取締役 佐野涼香

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。